

年末調整について

～税金に関わる大事なお知らせです！～

年末調整は、毎月の給料等から源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

1 扶養控除等（異動）申告書

○源泉控除対象配偶者は、本年の所得が85万円以下（給与所得だけの方は収入が150万円以下）の人が申告できます。

○扶養親族は16歳以上（平成15年1月1日以前生まれ）で、本年の所得が38万円以下（給与所得だけの方は収入が103万円以下）の人が申告できます。

2 配偶者控除等申告書（該当者のみ）

○配偶者の合計所得額が0～123万円（給与所得だけの方は収入が201万6千円未満）の人が申告できます。

平成30年給与所得見込証明書、給与支給明細、年金改定通知書写等の所得が確認できるものが必要になりますので、ご準備ください。



3 保険料控除申告書

○生命保険料控除の限度額は合計で12万円です。

H23年12月31日以前に契約した保険	「旧生命保険料」「旧個人年金保険料」 控除限度額はそれぞれ5万円
H24年1月1日以降に契約した保険	「新生命保険料」「介護医療保険料」「新個人年金保険料」 控除限度額はそれぞれ4万円

○その他、地震保険料控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除等があります。

～ 下記のことにご注意ください ～

・保険料控除には、保険会社発行の証明書を必ず添付しなければなりません。

自宅へ直接届く場合もあります。紛失しないように大切に保管をしてください。

・ご家族の社会保険料を支払った方は、社会保険料控除として申告することができます。

厚生労働省又は国民年金基金が発行した証明書類をご準備ください。

・個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入されている方は、小規模企業共済掛金控除として申告することができます。

10月頃に国民年金基金連合会から郵送される払込証明書が必要となりますのでご注意ください。

4 住宅借入金等特別控除申告書（該当者のみ）

○最初の年分は確定申告をし、2年目から年末調整での控除になります。

○申告書を提出する場合は、借入金年末残高証明書を添付してください。



～領収書が手元にありませんか？～

【三重県公立学校職員互助会】

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金 12,000円

【三重県退職教職員互助会】

人間ドック補助金 3,000円

忘れないうちに請求しましょう！



特殊勤務実績簿について

10月分 10月26日（金）締切

その後、すぐにシステム入力し、11月の給与で支給されます。必ず、提出の期限を守ってください。